



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

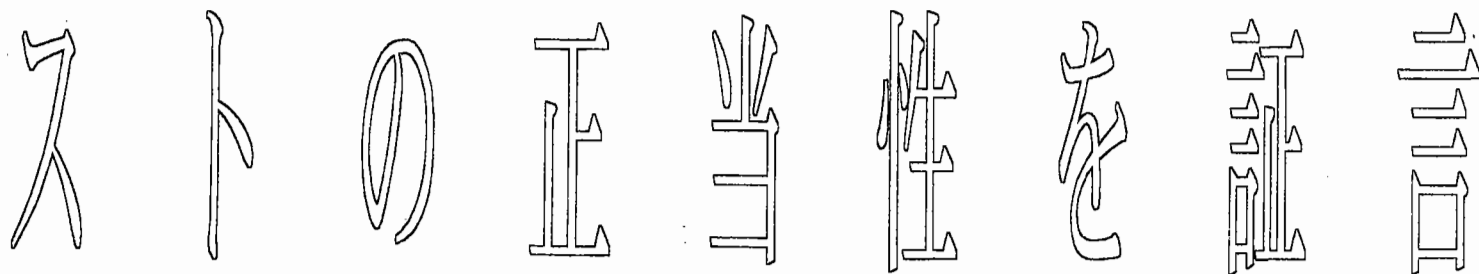
〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.7.15 No. 4818

90・3スト 賠償公判 (7/10)

野長 中委 員



七月一日、一三時三〇分より、千葉地裁五〇一号法廷において、「九〇・三スト損害賠償請求事件」の証人調べが行なわれ、組合側証人として中野委員長が出廷して、JR東日本のストに対する妨害の実例などを挙げて九〇年三月ストの正当性を訴えた。

スト以外も請求

本件は、国鉄分割・民営化から三年目の清算事業団解雇を目前にして、JRへの不採用が国家的不当労働行為であるとして、「八七年四月一日にさかのぼって採用したものと取り扱うこと」とする千葉地労委の命令の履行をJRに求めて国労とともに三月一九日からスト実施を予定していた。しかし、前日の一八日早朝から千葉運転区でピケを張って組合役員の入構を阻止したり、津田沼では組合事務所の前をめぐってフェンスで囲い、ピケを張って組合事務所への通行を事実で阻止するなど、ストライキの妨害、支配介入を繰り返したことから、ストライキの実効性を確保するために戦術を拡大して一八日の二時からストに突入したことが、「ストの目的、手続き、態様が違法」であるとして二千一〇〇万円余りの損害を請求してきたものである。

この間、会社側による立証が行なわれてきたが、会社側証人の証言で明らかになったことは、損害賠償の算定の不明確な部分が多数あることやスト対策以外のゲリラ対策費用なども含めて動労千葉に請求していたことなどが明らかになるなど、本件損害賠償請求そのものが動労千葉の財政を圧迫させようとする不当なものであることが明らかとなってきた。

ストの拡大は 全く正当!

こうしたJRによる不当な損害賠償請求を粉砕し、請求棄却をかちとるために組合側の反証の最初の証人として中野委員長に対する組合側の主尋問が行なわれた。

証言では、まず、本件ストに対するJRの処分が不当労働行為のものととして千葉地労委に申立てていた「九〇・三スト支配介入事件」では勝利命令をかちとり、中労委でも勝利は間違いないと確信に満ちて証言を行い、さらに、スト戦術の拡大については、時間帯の拡大、組合員数の拡大などがあること、組合役員の内への立ち入りについても、ストの立ち上がりが必要不可欠であることを明らかにした。さらに、ストにいたる交渉の中で動労千葉が解決を求めていた懸案事項、とくに強制配転者の運転職場へ復帰という切実な

問題に対しては、会社側が全く不誠実な対応を行い、そればかりかまだストにも入っていない一八日早朝からピケを張ったり、組合事務所の前をフェンスで囲い、ピケを張るなどの支配介入を行なっているとの現場からの連絡で、ストの戦術拡大を決定した経過等が証言された。

地元住民先頭に 関西空港軍事使用反対へ新ガイドライン粉砕のデモかちとる 七・一二 関西空港反対集

七月二日、大阪・泉佐野において、「七・一二関西空港反対全国集会」が、多数の地元住民が参加する中、「軍事使用反対」「新ガイドライン粉砕」を掲げて意気高く闘われた。

集会には、三里塚反対同盟や北富士忍草母の会の代表も駆け付け、五月の泉佐野市議選で国賀さんが得票を大幅に伸ばし高位当選をかちとった大きな勝利に「勇気づけられた」とあいさつし、参加者からも大きな拍手がわきおこった。動労千葉からも代表が参加して連帯のあいさつを行った。

地元住民からは「なぜ今関西の二期事業II拡大なのか。新ガイドライン—日本の戦争参加の動きと一致している」と熱烈な決意表明が行なわれ、これを受けて二キロのデモ行進を貫徹してきた。

がストを中止することを申し入れたにもかかわらず拒否したところなど、会社側の不当な対応を弾劾し、主尋問を終了した。次回公判は、一〇月三〇日、一〇時三〇分からは、中野委員長に対する会社側反対尋問が行なわれる予定である。本件裁判の勝利をめざし、傍聴に結集しよう。



新たな10万人合理的な労働運動の新たな潮流めざし全国へはたこう!!